

# 患者さんへのお知らせ

## ■一般名処方について

当院では、処方箋に「商品名」ではなく、「薬の有効成分名」を記載する**一般名処方を推進**しています。

一般名処方により、特定の医薬品が不足した場合も患者さんに必要な医薬品が提供しやすくなります。

\*一般名処方の処方箋表記：**【般】●●●●(薬の有効成分名) Δmg**

入手困難な医薬品は、次のように対応させていただくことがあります。

- 同じ有効成分の他メーカー医薬品への変更
- 同じ効果の他の医薬品への変更の検討
- 処方日数の変更 など



当院では、保険薬局等と連携しながら継続的に治療が行えるよう努めてまいります。ご理解・ご協力をお願いいたします。

## ■後発医薬品・バイオ後続品の使用推進について

当院では、厚生労働省の後発医薬品・バイオ後続品の使用推進の方針に従い、患者負担の軽減、医療保険財政の改善に資するものとして、入院・外来において**後発医薬品(ジェネリック医薬品)およびバイオ後続品(バイオシミラー)**を積極的に採用しています。そのため、当院で処方する医薬品は後発医薬品・バイオ後続品になることがあります。

バイオ後続品の導入にあたっては、事前に十分説明させていただきますので、ご理解賜りますようお願いいたします。

## ■後発医薬品のある先発医薬品の選定療養について

後発医薬品(ジェネリック医薬品)がある薬で先発医薬品の処方を希望される場合は、**選定療養費**として**先発医薬品と後発医薬品の価格差の2分の1相当が自己負担**となります。

※ ただし、次の場合は選定療養の対象外です。

- ・医療上の必要性があると認められる場合
- ・供給状況により後発医薬品の提供が困難な場合
- ・入院中の場合

特別の料金の対象となる  
医薬品の一覧などはこちらへ



↑ QRコードから厚生労働省HPの  
関連ページにアクセスできます。

お薬に関してご不明な点などがございましたら医師・薬剤師にご相談ください。